「入間市介護保険条例」改正の要旨

1 経緯

介護保険料は、3年毎に改定を行い直近では、平成30年3月議会において、平成30年 度から令和2年度の介護保険料額(12段階)を改定しています。また、平成27年4月に 介護保険法施行令の一部改正により、所得の少ない第1号被保険者のうち第1段階の介護保 険料について、先行して負担割合を0.50から0.45に軽減をしています。

平成31年4月1日施行の「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成31年政令第118号)」により、介護保険法施行令の一部が改正され、第1号被保険者の保険料の第1段階から第3段階までの軽減措置の基準が定められ、低所得者の保険料軽減強化を図りました。

今般、昨年同様に、令和2年4月1日施行の「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(令和2年政令第98号)」により、介護保険法施行令の一部が改正され、第1号被保険者の保険料の第1段階から第3段階までの軽減措置の基準が定められたことにより改正するものです。

2 条例改正の概要

第1段階の軽減額を7,410円から11,856円に変更

第2段階の軽減額を7,410円から14,820円に変更

第3段階の軽減額を1,482円から2,964円に変更

参考 負担割合

	軽減前		平成27年度		令和元年度		令和2年度	
第1段階	0.50	\rightarrow	0.45	\rightarrow	0.375	\rightarrow	0.300	
第2段階	0.70	\rightarrow	0.70	\rightarrow	0. 575	\rightarrow	0.450	
第3段階	0.75	\rightarrow	0.75	\rightarrow	0.725	\rightarrow	0.700	

3 関係法令

介護保険法(平成9年法律第123号)

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)

第7期(平成30~令和2年度)保険料 基準額4,940円(月額)

保険料	対 象 者			令和元年度		令和2年度	
段階				負担 割合	年間 保険料額	負担 割合	年間 保険料額
第1段階		世	生活保護を受給している方本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、または課税年金収入と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円以下の方	0.375	22,200円	0.300	17,700円
第2段階	本人が	L 帯 非 課 税		0.575	34,000円	0.450	26,600円
第3段階	住民税非課		本人及び世帯全員が住民税非課税 で、第2段階対象者以外の方	0.725	42,900円	0.700	41,400円
第4段階	税	世帯	本人が住民税非課税で、世帯内に住 民税課税者がいる方のうち、本人の 課税年金収入額と合計所得金額(公 的年金等に係る雑所得を除く)の合計 が80万円以下の方	0.90	53,300円	変更なし	
第5段階	£	親稅	本人が住民税非課税で、世帯内に住 民税課税者がいる方のうち、本人の 課税年金収入額と合計所得金額(公 的年金等に係る雑所得を除く)の合計 が80万円を超える方	1.00	59,200円	変更なし	
第6段階			対象者本人が住民税課税者で、合計 所得金額が125万円未満の方	1.10	65,200円	変更なし	
第7段階			対象者本人が住民税課税者で、合計 所得金額が125万円以上200万円未 満の方	1.25	74,100円	変更なし	
第8段階)	k L	対象者本人が住民税課税者で、合計 所得金額が200万円以上400万円未 満の方	1.50	88,900円	変更なし	
第9段階	た住民	が 主 民 党果	対象者本人が住民税課税者で、合計 所得金額が400万円以上600万円未 満の方	1.60	94,800円	変更なし	
第10段階	記	架 兑	対象者本人が住民税課税者で、合計 所得金額が600万円以上800万円未 満の方	1.85	109,600円	変更なし	
第11段階			対象者本人が住民税課税者で、合計 所得金額が800万円以上1,000万円未 満の方	2.00	118,500円	変更なし	
第12段階			対象者本人が住民税課税者で、合計 所得金額が1,000万円以上の方	2.20	130.400円	変更なし	